

重要事項説明書(福祉用具貸与)

1. 事業所の体制等

- ・事業所名:一般社団法人 わんだふる-ライフ 福祉用具 エルサ
- ・事業者番号: 0971301874
- ・所在地:栃木県那須塩原市東赤田 321-1221
- ・居宅サービスの種類:(介護予防)福祉用具貸与
- ・管理者及び連絡先: 管理者 岸 友和
電話 0287-48-6265
- ・通常のサービス提供地域:那須塩原市、大田原市、那須町、矢板市

2. 事業の目的

介護保険の指定事業所として適切な運営を行い、福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にあるご利用者様に対し、適切な福祉用具の貸与を提供することを目的とします。

3. 運営方針

事業所の福祉用具専門相談員は、ご利用者様のお体の様子、希望していることや生活環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行います。その後、福祉用具の設置、調整等を行いご利用者様の日常生活での自立支援を図るとともに、ご利用者様への介護負担の軽減ができるように福祉用具の貸与を行います。

4. 営業時間

- 月曜日～金曜日 9:00～18:00
(土・日曜日と国民の祝日はお休みです)
年末年始休業日 12/29～1/3
※年末年始休業日は年によって変更があります。

5. 事業所の職員体制

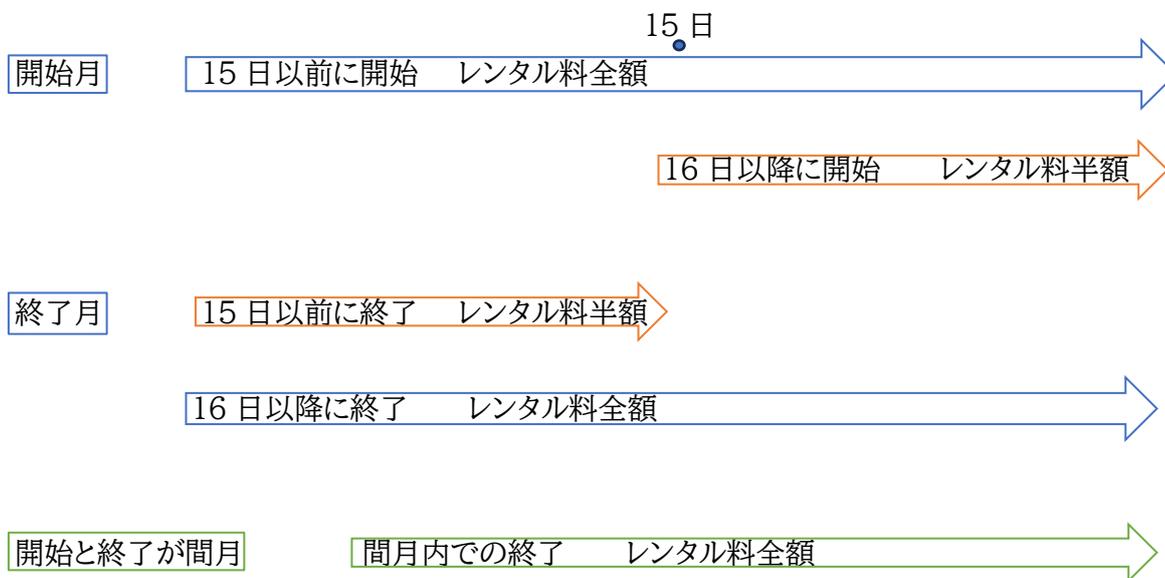
職 種	人 員 数	責 務
管理者	1 名	従業者と各業務全般の管理
福祉用具専門相談員	2 名	福祉用具選定の助言等、福祉用具貸与に係る業務全般、福祉用具の納品等の作業全般

6. 提供するサービスの内容及び費用

福祉用具貸与(レンタル)の種目、品名及び一か月当たりの利用料及びご利用者様負担額(介護保険を利用する場合は別添のカタログにて説明いたします)。

7. レンタル料とご利用者様負担額

- ・利用料の自己負担分をお支払いして頂きます。(但し生活保護世帯等を除く)
- ・レンタルの期間は一か月単位です。レンタル料も一か月単位ですが、開始月と終了月のレンタル料は次のとおりです。



- ・介護保険外のサービスの場合、又はレンタル料の一部が区分支給限度額を超える場合は、その全額を自己負担していただきます。
- ・介護保険料の滞納等により『償還払い』となる場合には、いったんレンタル料金の全額をお支払いしていただきます。『サービス提供証明書』を交付しますので、お住まいの市町村等(区を含む)対象保険者に対して領収書を添付して保険給付額分を請求し還付を受けてください。
- ・通常のサービス提供地域以外へのサービスは通常のサービス提供地域を超えたところから“片道1キロメートル当たり50円”の交通費を別途お支払いしていただきます。
- ・搬入搬出の際、特別な作業や措置が必要な場合は、ご利用者様、ご家族様のご了解の上、その費用を別途お支払いしていただきます。

8. レンタル機器の納品と引取り(レンタル終了)について

- ・納期を確認し、ご利用者様・ご家族様と相談の上、納品日時を決めさせていただきます。
- レンタル終了を希望される場合は、終了日までに当事業所へ連絡をお願いします。機器取引に関しても日時を相談させていただきます。

9. レンタル料(自己負担額)のお支払い方法

- お支払いは、口座振替のみになります。
- ・口座振替日はレンタル利用翌月の27日(休日の場合は金融機関の翌営業日)です。
 - ・その他お支払い方法についてはご相談ください。

10. レンタル利用中に入院した場合

ご利用様が入院した場合は速やかに当事業所まで連絡をお願いします。連絡を頂いた場合は一時的に約一か月間レンタルを休止することができます。休止期間中はレンタル料がかかりませんが、レンタル機器は使用場所(通常はご自宅)で保管をお願いします。

連絡を頂けずに日数が経過した場合は、レンタル料の全額を負担していただく場合があります。入院日によってレンタル料が半額になる場合があります。

その月の15日以前に入院し翌月に退院

この場合、入院した月の料金は半額です。

※病院に入院している時(外泊を含む)は介護保険の利用ができません。

11. サービスの利用に当たって

次の場合は介護保険の利用による福祉用具のレンタルができなくなります。速やかに当事業所へご連絡をお願いします。

- ・ご利用様が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、介護医療院に入所、入居した場合。(短期入所を除く)
- ・要介護認定区分が非該当になった場合。
- ・ご利用様が亡くなられた場合。
- ・ご利用様が入院した場合。(入院日から一か月目以降)

認定が要支援・要介護1の場合、原則としてレンタルできない機器があります。

・ご利用様やそのご家族様等が当事業所及びその従業者に対して本契約の継続が困難になるような背信行為を行った場合には、書面で通知することにより即座にレンタルを終了させていただく場合があります。(19. ハラスメントへの対応 もご参照下さい)

介護保険を利用しないレンタルもできますので、ご希望の場合はご相談ください。

12. レンタル品の故障等

ご利用様及びご家族様の通常の使用において、レンタル機器に故障、毀損(きそん)、劣化等が発生した場合は連絡をいただき、現象の確認をしたうえで修理、交換をさせていただきます。

ご利用様及びご家族様の故意又は過失、もしくは取扱説明に反した使用による故障、毀損(きそん)、滅失、劣化の場合交換、修理の費用が個々の機器について発生しますので、別途お支払いをいただきます。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

18. 身体拘束適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19. ハラスメントへの対応

事業所は『職員が安心できる職場でなければ、利用者の皆様に信頼されるサービス提供ができない』と考えております。そのため、事業所内及び利用者等からのハラスメント行為は厳正に対処していきます。

- ① 事業所は「ハラスメント防止対策に関する基本指針」「ハラスメント発生時の連絡・対応表」を策定して職場内のハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指しています。
- ② ご利用者様及びそのご家族様等が当事業所の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には契約解除・損害賠償請求も含め厳正に対応いたします。
 - ・暴行: 殴る、つねる、など
 - ・暴言: 「死ね」「役立たず」など、職員や職員の家族等へ尊厳を傷つけるような言葉づかいをするなど
 - ・威嚇: 近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物を示して職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに対してペットを柵に入れられないなど
 - ・セクハラ: 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画や音声を流すなど
 - ・過度な要求: 職員の契約内容以外の労力や介護保険制度上から逸脱する内容の要求など
 - ・プライバシー侵害: 職員の許可なくその撮影(録画・録音等)をして SNS 上に投稿、執拗に個人情報等をたずねるなど
 - ・その他: 上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為 等

20. 機密保持について

- ・事業者及び従事者は、正当な理由がない限りその業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密は漏らしません。
- ・当事業所の従業者が退職後、正当な理由がない限りその業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密は漏らしません。
- ・当事業所の従事者は、ご利用者様のサービス担当者会議等で必要である場合に限り、あらかじめ書面による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様及びご家族様の個人情報を用います。

令和 年 月 日

居宅サービス利用にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	
所在地	〒329-2742 栃木県那須塩原市東赤田 321-1221
事業者名	福祉用具 エルサ
説明者	福祉用具専門相談員 氏名

居宅サービス利用に当たり重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者様	
住所	〒
氏名	

代理人 続柄()	
住所	〒
氏名	